

# 法人研修開催

みんなの「生きる」を  
社会福祉法人

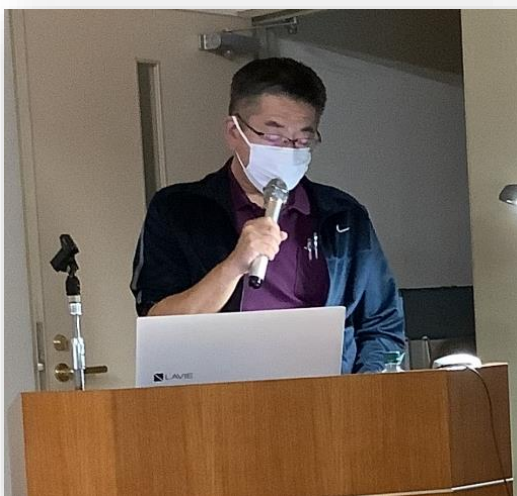


社会福祉法人若山会では、研修委員会を中心に様々なテーマで研修を開催しています。

令和6年10月24日(木)19:10から、「**身体拘束**」のテーマで松井施設サービス部長、「**感染対策**」のテーマで滋野看護係長が講師を務めました。

身体拘束の定義をはじめ、高齢者虐待の種類、身体拘束に該当する具多的な行為、感染対策の基礎知識、予防対策の基本、自施設での感染症などについて、とても分かりやすく説明をしていただきと同時に大変勉強になりました。今後も入所者様や利用者様の立場に立って、職員一丸となり支援をしていきたいと思っております。

少子高齢化、介護人材不足等、様々な課題がありますが、社会福祉法人職員として、またサービスを提供する側として、入所者・利用者の皆様方から益々満足していただけるよう、そして法人が更なる発展する為にも、研修委員会を中心に、様々なテーマの法人研修を開催し、理念「尊さを育む」、三つの基本方針に沿い、若山会職員としてサービスを提供していきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。



身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任(ネグレスト)	高齢者を衰弱させるような著しい飢食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい罵言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他の当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

